「ザル　オッペンハイム　ジュニ　ドイツ連邦共和国　ケルン市　ウンター　ザクセンハウゼン　アンド　サイ　コマンディトゥゲゼルシャフト　アウフ　アクティエン

四

「ザル　オッペンハイム　ジュニ　ドイツ連邦共和国　ケルン市　ウンター　ザクセンハウゼ　アンド　サイ　アーゲー　カンパニー　コマン　ディトゥゲゼルシャフト　アウ　フ　アクティエン

ン　四

」

を

に、「ニッコウ　バンク　ルクセンブルグ　エスエー　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ルー　ロ　ンパー　九　エイ

」

バート　スタ　「エスエムビーシー　ニッコウ　ルクセンブルグ　エス　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ルー　エー　ンパー　九　エイ

」を　バンク　ルクセンブルグ　エス

ロバート　スタ

に改め、ドイチェ　ヴェルトパピアサービス　バンク　アーゲーの項の次に次の

」

ように加える。

リヒテンシュタイニッシュ　ラ　リヒテンシュタイン公国　ファドゥーツ市　シュテットレ　四十四

ンデスバンク　アクチエンゲゼ

ルシャフト

○財務省告示第二百五号

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第四条第二項の規定により発行する第二十五回特別給付金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

平成二十三年六月十三日

財務大臣　野田　佳彦

寸法	全体	縦二百二十二ミリメートル 横二百八十四ミリメートル
	本券	縦百十ミリメートル 横二百八十四ミリメートル
	賦札	縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ「財務省印」の白すきちらし	
表面	彩紋、唐草模様及び「賦札」の文字 地模様	暗い赤色 うすい青味紫色、くすんだ黄色及びうすい青色
	「記名」、記号の文字、財務大臣の印章及び渡し期を表わす文字	赤色
	「日本政府」の文字	白抜き
	番号及びその他の文字	黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字	暗い赤色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考）　第二十五回特別給付金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

（表　面）

